

## マレーシア有限責任パートナーシップ設立の手続きと費用

特に明記されない限り、本見積書で紹介される有限責任パートナーシップ (Limited Liability Partnership、以下「LLP」という)とは、マレーシア 2012 年有限責任パートナーシップ法 (Malaysia Limited Liability Partnerships Act 2012) に基づいて設立される企業をいいます。

このパッケージには、マレーシア 2012 年有限責任パートナーシップ法の定めるマレーシア現地の遵法責任者 (Compliance Officer) 及び登録住所サービスが含まれています。

当事務所はマレーシアで有限責任パートナーシップ (LLP) を設立したり、銀行口座開設をサポートしたりするサービス費用は 1,550 米ドルです。当事務所のサービスには、遵法責任者を務める適格なマレーシア人、マレーシアでの登録住所 (1 年間)、及び設立の時にマレーシア会社登記所 (CCM) への登録料、銀行口座開設サポートサービスが含まれています。要するに、このパッケージには、マレーシアにおいて LLP を設立するために必要な各費用が含まれています。

マレーシアにおいて LLP を設立する際に、お客様は、パートナーシップの商号、パートナーとなる者の身分証明書類 (パスポート又は会社設立証明書) 及び住所証明書類 (公共料金領収書又は登録住所) などを提供する必要があります。

マレーシア LLP の設立手続きを全て完了するには、約 14 営業日かかります。上記の時間は、設立に必要な署名済書類を受け取ってから算出されます。

マレーシア LLP の事業はライセンス・許可の別途申請が必要である場合、当事務所は代行できますが、所要時間は延長されます。また、代行料金を別途請求させていただきます。

### SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.  
Di Wang Commercial Centre  
5002 Shennan Road East  
Luohu District, Shenzhen, China  
中国深セン市羅湖区深南東路5002号  
地王商業センター12階1203-06室  
T: +86 755 8268 4480

### SHANGHAI 上海

Room 1201, 12/F., Tower A  
Guangqi Culture Plaza  
2899A Xietu Road, Xuhui District  
Shanghai, China  
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号  
光啓文化広場A棟12階1201室  
T: +86 21 6439 4114

### BEIJING 北京

Room 303, 3/F.  
Interchina Commercial Building  
33 Dengshikou Street  
Dongcheng District, Beijing, China  
中国北京市東城区灯市口大街33号  
國中商業ビル3階303室  
T: +86 10 6210 1890

### TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4  
Chung Hsiao East Road  
Daan District, Taipei  
Taiwan 10688  
台湾台北市大安区忠孝東路四段  
142号3階303室  
郵便番号: 10688  
T: +886 2 2711 1324

### TOKYO 東京

308 BIZMARKS Akasaka  
2-16-6 Akasaka, Minato-Ku, Tokyo  
Japan 107-0052  
日本東京都港区赤坂二丁目16番6号  
BIZMARKS赤坂308室  
郵便番号: 107-0052  
T: +81 3 5776 2637

### SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court  
Singapore 069538  
T: +65 6438 0116

### KUALA LUMPUR クアラルンプール

Menara Suezcap, Tower 2  
E-13A-3A, No. 2 Jalan Kerinchi  
Gerbang Kerinchi Lestari  
59200 Kuala Lumpur, Malaysia  
T: +60 19 2177 344

### NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.  
New York, NY 10013, USA  
T: +1 646 850 5888

### LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park  
Bromley, Greater London  
BR1 1LU, UK  
T: +44 20 8176 3860

## 1. 設立サービスと費用

当事務所は代理し、マレーシアにおいて LLP を設立したり、初年度の登録住所やマレーシア現地の遵法責任者を提供したり、銀行口座開設をサポートしたりするサービス費用は 1,550 米ドルです。具体的には以下の通りです。

### 1.1 マレーシア LLP を設立

具体的に、当事務所は次のマレーシア LLP の設立手続きを行います。

- (1) マレーシア LLP の設立・維持に関するお客様の問題を回答
- (2) LLP の構造などについてお客様と相談
- (3) 類似商号を調査、商号予約を申請(事業活動が規制対象である場合、ライセンス・許可の別途申請が必要なので費用が増加する場合もある)
- (4) LLP の設立申請書類を作成
- (5) 進捗状況をお客様に報告
- (6) 会社印、パートナー名簿、遵法責任者名簿などを含む LLP 設立書類一式を作成
- (7) 銀行口座開設に関する LLP の書面決議書を作成(必要な場合)

### 1.2 遵法責任者(Compliance Officer)

マレーシア 2012 年有限責任パートナーシップ法に従い、全ての LLP は、適格なマレーシア居住者を遵法責任者として委任しなければなりません。遵法責任者に関する 2012 年有限責任パートナーシップ法の規定に該当するために、このパッケージには、遵法責任者を務める適格なマレーシア人を 1 年間提供するサービスが含まれています。

### 1.3 登録住所

登録住所に関する 2012 年有限責任パートナーシップ法の規定に該当するために、啓源は、お客様の LLP の登録住所とするマレーシアでの住所を提供します。このパッケージには 1 年間の登録住所サービスが含まれています(期間満了時に更新可能)。啓源の提供する登録住所は、LLP の設立要件を満たすためのものに過ぎず、LLP の実際の事業所にはなりません。

登録住所を提供期間中、政府よりの書類及びビジネスレターなどが届いた場合、啓源はお客様に報告します。郵便物の転送が必要な場合、啓源は転送手数料及び実際に生じる郵送料を別途請求します。

特に説明しない限り、啓源の提供する登録住所は啓源のマレーシア事務所の住所となります。お客様はほかの住所が必要である場合、当事務所は対応できますが、費用が別途発生します。

## 1.4 マレーシア銀行口座

LLP 設立後、当事務所はお客様を代理し、お客様の指定するマレーシア銀行に口座開設をサポートします。現在、口座の署名権者及び 1 名以上のパートナーがマレーシアに入国し口座開設手続きを行うことを、一部の銀行が要求しています。当事務所の銀行口座開設サービスは、あくまでもサポートのみです。銀行は、LLP の口座開設申請を承認・拒否する最終的な決定権を有します。口座開設が失敗しましたら、啓源は一切の責任を負わず、口座開設サービス料金も返金しません。

備考:

- (1) 上記のサービス費用には、当事務所のサービス料金及び LLP を設立するための政府手数料が含まれていますが、LLP の設立により生じる書類郵送料が含まれていません。
- (2) マレーシア LLP の事業はライセンス・許可の別途申請が必要である場合、当事務所は申請代行でき、費用を別途請求します。
- (3) 上記のサービス費用にはパートナーシップ契約書の作成料金が含まれていません。当事務所はパートナーシップ契約書が作成でき、費用を別途請求します。
- (4) 上記のサービス費用は税抜金額です。お客様は増値税又は営業税発票が必要な場合、現地の税法による関連税金を支払う必要があります。

## 2. 支払条件

お客様が啓源に委託することを確認した後、啓源はサービス費用の請求書を作成し、銀行口座情報及び送金ガイドとともにお客様に送信します。お客様は送金する際に備考欄に当事務所の請求書番号又はファイル番号を記入し、送金後に支払証憑を当事務所に提供してください。サービスの性質上、お客様は事前にサービス費用を全額支払う必要があります。サービスを提供し始めた後、特別な事情がない限り、費用が返還されません。

当事務所は現金/銀行振込・送金/PAYPAL でのお支払いを受け取ります。PAYPAL で支払う場合には、別途 5%の手数料を請求します。

## 3. 主要特徴

### 3.1 LLP の商号

まず、遵法責任者は登記所長官に商号予約を申請し、商号が使用可能か否かを確認しなければなりません。LLP の商号の末には、「Perkongsian Liabiliti Terhad」又は「PLT」がつけられる必要があります。

商号には、「accounting(会計)」、「law(法律)」、「consultancy(顧問)」などの用語が含まれる場合、LLP の設立目的が専門業務又はライセンスの必要な事業の遂行を示す可能性があるため、申請承認時間は延長される恐れがあります。専門業務又はライセンスの必要な事業に係る場合、管轄機関の承認書を申請書と合わせて提出する必要があります。

LLP の商号予約申請が承認された場合、当該商号の予約済状態は 30 日間維持されます。

### 3.2 事業の性質

LLP は、慈善目的、違法な目的、マレーシアの社会・平和・福祉・秩序・道徳に反する目的のために使われることができません。

LLP の事業活動は専門業界（公認会計士、弁護士、顧問、秘書など）にかかる場合、2012 年有限責任パートナーシップ法の第一添付表の第 3 欄に明記されている理事機関からの承認書を取得しなければなりません。

### 3.3 登録住所

LLP は、政府よりの書類、法的書類を受け取ったり、各法定記録簿を保存したりするマレーシアでの住所を持たなければなりません。啓源は、LLP の登録のためにマレーシアでの登録住所を提供します。

### 3.4 パートナー

LLP は、2 名以上の自然人又は法人で構成されます。専門業務又はライセンスの必要な事業に従事するパートナーは自然人であり、専門資格を持たなければなりません。2012 年有限責任パートナーシップ法は、パートナーの最大人数に対して制限を課しません。パートナーはマレーシアに常住地を持っている必要もありません。

パートナーは、専門業務賠償責任保険 (professional indemnity insurance) に加入しなければなりません。保険金額は、会社登記所長官と管轄機関が協議して承認する金額の以上が必要です。

### 3.5 パートナーシップ契約

LLP、パートナーの権利及び義務はパートナーシップ契約に定められます。パートナーシップ契約は英語又はマレー語で表記される必要があり、かつ以下の内容を含みます。

- (1) LLP の商号
- (2) LLP の事業性質
- (3) 各パートナーの出資額
- (4) LLP のパートナーとなる各パートナーの同意

### 3.6 遵法責任者

全ての LLP は、パートナーの中から 1 人以上の遵法責任者を選任し、又は 2016 年会社法に基づく秘書の資格を有する者を遵法責任者として委任しなければなりません。遵法責任者は次の要件に該当する必要があります。

- (1) 18 歳以上のこと。
- (2) マレーシア国民又は永住権者のこと。
- (3) 通常マレーシアに居住していること。
- (4) 破産でないこと。
- (5) 2016 年会社法に基づく秘書の資格を有すること。

遵法責任者は登記所長官に登録申請を提出する際に、マレーシア会社登記所のオフィスで身元確認をした後、LLP を代表して設立申請を提出することができます。

LLP は遵法責任者を委任していない場合、全てのパートナーが遵法責任者として当該 LLP を代表する権利を有します。

遵法責任者の責務は以下の通りです。

- (1) 会社登記所に LLP の情報を登録・更新
- (2) LLP の登録簿、法定記録簿を保存・更新
- (3) 2012 年有限責任パートナーシップ法に従って LLP の商号を開示

遵法責任者は、上述の責務を違反することによって LLP が行政処罰を受けた場合、責任を負わないことを証明できない限り、全ての罰則を個人的に負う必要があります。

### 3.7 登録通知と証明書

登記所長官は、遵法責任者から要件に該当する申請書類を受けた後、登録通知を発行します。通知書には、LLP の商号、登録日、登録番号などが記載されています。その登録通知書は、LLP が設立完了することを証明する法的書類となります。

設立証明書が必要な場合、LLP は設立の際に会社登記所に申請を提出し、追加の費用を納付する必要があります。

## 4. コンプライアンス・維持の責任

### 4.1 変更登記

LLP は登録情報を変更する日から 14 日以内に会社登記所に申告しなければなりません。

#### 4.2 登記簿、法定記録簿の保存

LLP はその登録住所に以下の記録を保存する必要があります。

- (1) 登録通知書
- (2) パートナー・遵法責任者名簿
- (3) 最近の年次申告書
- (4) 2012 年有限責任パートナーシップ法に従って提出される申告書
- (5) 2012 年有限責任パートナーシップ法に基づいて発行される証明書
- (6) パートナーシップ契約書とその改訂案
- (7) 財産の抵当権/質権に関する書類
- (8) 登記所長官の要求するその他の書類

#### 4.3 会計記録の保存

全ての LLP は、経営状況を真実かつ公正に示するために、取引及び財務状況を十分に説明する会計書類などを、登録住所(又はその他適切と考えられて登記所長官に申告された場所)に 7 年間以上保存する必要があります。

法規制により、LLP はパートナーシップ契約に別途規定しないかぎり、財務諸表を監査する必要がないことです。

#### 4.4 年次申告

LLP は会計年度末から 90 日以内に、2 人以上のパートナーが署名した申告書を、登記所長官に提出する必要があります。申告書は、LLP が支払期日までに債務を返済できるか否かを説明する書類です。LLP の初回年次申告は、設立されてから 18 ヶ月以内に提出される必要があります。

#### 4.5 税務申告

LLP は会社と同じく法人所得税の税率が一般的に 24%となります。出資額が 250 万リンギ以下である LLP は、60 万リンギ以下の課税所得が優遇税制を適用し、17%の軽減税率で法人所得税を計算・納付することができます。

パートナーはあらゆる場合(LLP が配当を宣言する場合、帳簿に計上する場合、又は実際に支払う場合など)に LLP から受け取る利益が免税です。ただし、パートナーは LLP から受け取った報酬、抵当、現物などに対して納税する必要があります。

LLP の法人所得税率は最高 24%、個人所得税率は最高 28%となります。LLP はパートナーと相談して配当を最適化する場合、節税できる可能性があります。

## 5. 必要書類

マレーシア LLP を設立するために、お客様は以下の情報・書類を提供する必要があります。

- (1) パートナーの身分証明書類写し(パスポート又はマレーシア身分証)、住所証明書類写し(公共料金領収書、銀行取引明細書)、又は(パートナーが法人の場合)設立証明書、定款、年次申告書もしくは類似する書類、会社の持分の 10%以上を保有する株主や取締役の氏名や住所がわかる書類。
- (2) (パートナーが法人の場合)マレーシア LLP と実質的支配者との関係がわかる企業グループの構造図
- (3) マレーシア有限責任パートナーシップ設立注文書(啓源が提供する)

上述の身分証明書類は、啓源、公認会計士、弁護士又は公証人によって認証される必要があります。お客様はパートナーと同行し、身分証明書類の原本を持って啓源の事務所のいずれかに行くことができます。この場合には、啓源は無料で書類を認証します。

上述の書類は英語で表記されていない場合、その英訳が必要です。

## 6. 設立手続きと所要時間

一般的に、ライセンス・許可の別途申請が不要である場合、啓源は 14 営業日以内にマレーシア LLP が設立できます(書類郵送の 3 営業日を含まない)。銀行口座開設は約 4 週間かかります。具体的には以下をご参照ください。

手順	内容	所要日数
1	お客様はマレーシア LLP 設立を啓源に委託し、啓源は請求書を発行します。	お客様次第
2	お客様は必要書類(第 5 節)を啓源に提供すると同時に啓源のサービス費用を支払います。	お客様次第
3	啓源はお客様とビデオで LLP のパートナーの身分証明書類を認証します。また、お客様はパートナーの所在地で書類を公認会計士、弁護士又は公証人に認証させ、認証済書類を啓源事務所のいずれかに送付します。	お客様次第
4	啓源は商号が使用可能を確認した後、マレーシア会社登記所に商号予約を申請します。	2-3
5	啓源は LLP 設立書類を作成し、お客様に電子メールにて送付します。	1-2
6	お客様は書類を受け取って所定の場所に署名した後、署名済書類を啓源に返送します。お客様は書類に署名しに啓源事務所へ行くこともできます。	お客様次第
7	啓源は署名済書類をマレーシア会社登記所に提出し、所定の登録料を納付します。	1-2
8	会社登記所は書類を審査し、問題がなければ 2~3 日以内に登録通知書(Notice of Registration)を発行します。お客様は設立証明書が必要な場合、会社登記所に申請できます。	2-3
9	LLP の登録通知書を受け取った後、啓源はパートナー・遵法責任者名簿の作成、印章刻印などを手配します。	2-4
10	啓源は LLP 設立書類一式をお客様の指定する場所に送付します。またはお	1

	お客様は LLP 設立書類一式をを取りに啓源の事務所のいずれかへ行くことができます。	
11	啓源は銀行と予約し、お客様はご本人が LLP 口座開設をしにマレーシアに入国します。	お客様次第

## 7. 登記書類一式(登録完了後得られる法的書類)

マレーシア LLP の設立手続きが完了した後、下記の法的書類をお客様に渡します。

- (1) LLP 登録通知書
- (2) パートナー名簿
- (3) 遵法責任者名簿
- (4) 会社印
- (5) 銀行口座開設(開設成功の場合)

**啓源グループ**は経験豊富な専門チームにより、マレーシア会社の書類準備・登録、各種許可・免許の申請、税務企画、会計監査サービスをご提供します。詳細については、当事務所の専門コンサルタントまでお問い合わせください。

詳細情報とサポートをご希望の方、お手数ですが、下記の連絡先とお問い合わせください。

メール: [info@kaizencpa.com](mailto:info@kaizencpa.com)

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: [www.kaizencpa.com](http://www.kaizencpa.com)